

# 一般社団法人九州シティフィルハーモニー協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人九州シティフィルハーモニー協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、九州シティフィルハーモニー室内合奏団を設置し、福岡県及び九州地方を中心に全国、そして海外への音楽文化の普及と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の各号の事業を行う。

- (1) 一般公開演奏会及び各種教育機関、社会福祉施設及び商業施設等への巡回演奏会の開催
- (2) 社会教育及び学校教育における音楽教育への協力及びその活動の援助
- (3) 音楽に関する専門的、技術的な調査、研究
- (4) 九州シティフィルハーモニー室内合奏団が行う公演に際し、その合唱部門を担当する合唱団（アマチュア）の設置
- (5) 職業音楽家の身分の確立に向けた支援
- (6) 音楽を通じた地域活性化及び社会貢献の調査、研究及び実践
- (7) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

## 第2章 会 員

(入会)

第5条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）の社員とする。

3 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、会員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める会員総会の決議により、その会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会員の同意があったとき。

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 会員総会

(構成)

第11条 会員総会は会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名

- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員報酬等の額又はその基準
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他法令に規定する事項及び本定款で定める事項

(開催)

第13条 定時会員総会は、毎年事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時会員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 会員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。  
2 会員総会の招集通知は、会日より1週間前までに会員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 会員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第16条 会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 会員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該会員総会において議長を選出する。

(議事録)

第18条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に、役員として理事2名以上10名以内を置く。  
2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第 20 条 理事は、会員総会の決議によって会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第 21 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、法令及びこの定款の規定するところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第 23 条 理事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 24 条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、会員総会の決議によって定める。

## 第 5 章 計 算

(事業年度)

第 25 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 26 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の会員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(決算)

第 27 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成して定時会員総会に提出する。第 1 号の書類について

はその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び会員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第28条 当法人は、会員その他の者に対して、剰余金の分配をすることができない。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第29条 この定款は会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第30条 当法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第31条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第7章 公告の方法

(公告の方法)

第32条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第8章 附 則

(最初の事業年度)

第33条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第 34 条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	森田 良平	田岡 正樹
設立時代表理事	森田 良平	

(設立時社員の氏名及び住所)

第 35 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所	福岡市南区警弥郷 3 丁目 2 0 番 1 号
設立時社員	森田 良平
住 所	福岡市博多区東光 2 丁目 1 7 番 1 7 - 1 0 3 号
	コーポラス東光
設立時社員	田岡 正樹

(法令の準拠)

第 36 条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人九州シティフィルハーモニー協会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

設立時社員 森田 良平

設立時社員 田岡 正樹